

平成28年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

7

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

資 料

〔 目 次 〕

福祉用具専門相談員の資格要件について	【貸与・販売】	1
一定以上所得者の利用者負担について	【貸与・販売】	2
福祉用具サービス計画の作成について	【貸与・販売】	3
福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について	【貸与・販売】	4
福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)について	【貸与・販売】	5
特定福祉用具販売を行う際の留意事項について	【販売】	6
軽度者に対する福祉用具の例外給付について	【貸与】	9
複数の福祉用具を貸与する場合の運用について	【貸与】	12
複合的機能を有する福祉用具について	【貸与・販売】	15
介護保険給付の対象外となる福祉用具の種目について	【貸与・販売】	16
福祉用具貸与に関する質問事項について	【貸与・販売】	17
実地指導における指摘事項について	【貸与・販売】	19

福祉用具専門相談員の資格要件について **【貸与・販売】**

平成27年4月1日から、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第397号)により福祉用具専門相談員の要件が見直されたことに伴う、経過措置期間が平成28年3月31日で終了しました。

福祉用具専門相談員となるための要件

～平成28年3月31日	平成28年4月1日～
保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、 <u>養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)</u> 、指定講習修了者、適格講習修了者	保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、指定講習修了者、適格講習修了者

現在、福祉用具専門相談員として勤務している従業者の資格について、福祉用具専門相談員が個々で確認するだけでなく、事業所におかれましても確認し、経過措置期間(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に指定講習を修了した相談員の証書の写しについても事業所で保管するとともに、市に提出するようお願いいたします。

また、今後、新規に従業者を採用する場合には資格要件の経過措置期間が終了したことにご留意願います。

一定以上所得者の利用者負担について

【貸与・販売】

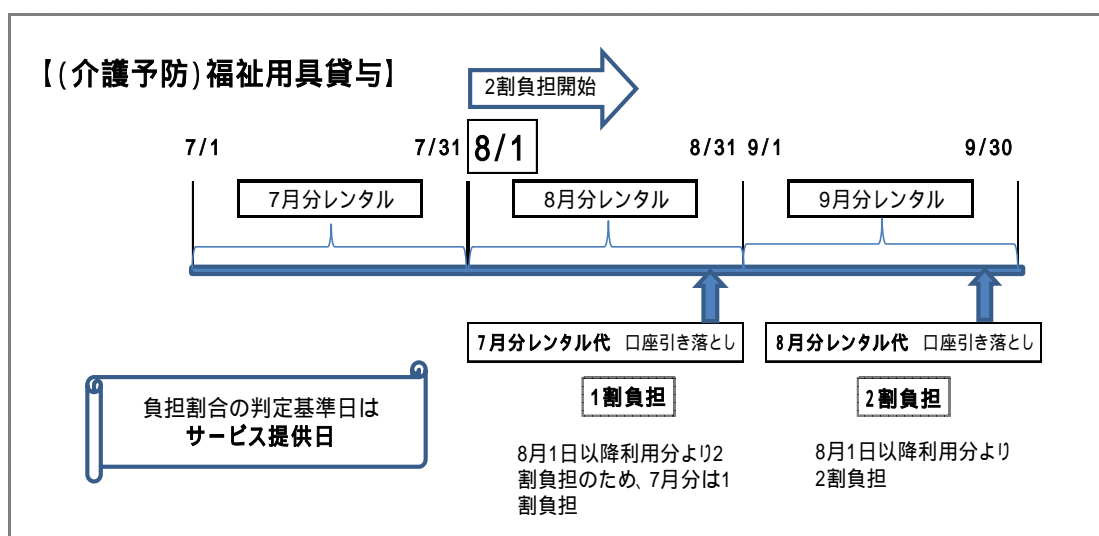
一定以上所得者の負担割合の見直しが行われ、平成27年8月から介護保険法(平成9年法律第123号)及び関係政省令の一部改正により、一定以上の所得のある利用者は、介護保険サービスの利用者負担割合が2割になりました。

指定(介護予防)福祉用具貸与については、サービス提供日を基準として利用者の負担割合を判定しますが、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費及び居宅介護(介護予防)住宅改修費については、取り扱いが異なりますので注意が必要です。

介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち、代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入日(代金完済した日:実務的には領収証記載の日付)の属する年度において支給限度額を管理することとされています。

また、従前より支給を受けようとする場合、保険者に提出する書類には領収証が含まれており、そのような提出書類等を確認した上で支給を行うこととしていることより、領収証記載日時点における負担割合を適用することが基本となります。

【介護保険最新情報 Vol.490 平成27年7月13日より】



福祉用具サービス計画の作成について

【貸与・販売】

福祉用具サービスがより効果的に活用され、利用者の生活の質の向上を図るためには、福祉用具サービス計画の作成が大変重要となってきます。

今後も、厚生労働省より、H26.4.14付報道発表にて公表されました「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成し、福祉用具の提供を行ってください。

利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、福祉用具サービスに関する居宅サービス計画の変更がある場合^{【1】}は、その都度、変更した内容を反映させた福祉用具サービス計画書を作成し、利用者又は家族に説明・同意を得て交付してください。

【1】福祉用具サービス計画（利用計画）の内容については変更なく、他の居宅サービス等の内容変更による居宅サービス計画の変更については、福祉用具サービス計画の再作成、及び利用者への説明・同意・交付の必要は特にありません。ただし、他のサービスの変更により生活環境等に変化が生じる場合については、福祉用具の必要性や品目等についても再度検討し、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更するようにご留意願います。

また、福祉用具サービス計画の変更がない場合に、指定居宅介護支援事業者から福祉用具サービス計画書の提供の求めがあった場合は、直近の福祉用具サービス計画の空欄に計画内容に変更のない旨を記載し、日付と担当の福祉用具専門相談員の署名をして提供してください。その場合は福祉用具貸与事業所においても、当該計画書の写しを保管し、業務日誌等にその経緯を記録しておいてください。

【参考】 ガイドライン掲載ホームページ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html

福祉用具サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）について【貸与・販売】

平成24年4月の福祉用具サービス計画の作成の義務化とともに、福祉用具専門相談員には、福祉用具サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の実施が義務付けられました。

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画に定める計画期間の中で、定期的なモニタリングを行い、利用者の心身の状況、介護者の状況、置かれている環境の変化を把握し、利用する福祉用具を見直すことが望ましいと判断される場合等は、必要に応じて福祉用具サービス計画の変更を行うものとされています。

【モニタリングの流れ】



【心身の状況等に関する変化の把握事項】

項目	詳細(例)
身体状況・ADLの変化	・身体機能の改善によって、福祉用具を利用せずに動作ができるようになっていないか。 ・身体機能の悪化によって、当該福祉用具では動作ができなくなっていないか。 (別の福祉用具が必要ではないか。)
意欲・意向等の変化	・利用者の生活意欲等の変化によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。 ・福祉用具に関して利用者からの要望はないか。
家族構成、主介護者の変化	・家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。 ・福祉用具に関して、家族からの要望はないか。
サービス利用等の変化	・サービス利用等の状況(外出機会、入浴回数等)によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。
住環境の変化	・福祉用具を利用する居室等の住環境が変化し、福祉用具が適合しなくなっていないか。
利用状況の問題点	・当初の想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか(その時に応じて、一定の時刻・一定の時期に、常時等)。 ・使い方に不明点等はないか。 ・誤った使い方や、事故・ヒヤリハット等は発生しなかったか。
福祉用具のメンテナンス状況	・福祉用具は、正常に動作しているか。 ・修理等が必要な箇所はないか。

【平成26年3月版 福祉用具サービス計画作成ガイドラインより】

【モニタリングで確認する内容】

福祉用具サービス計画に記載した利用目標の達成状況を検証する。

当初に計画したとおり、福祉用具が適切に利用されているかを確認する。

心身の状況変化等に伴う利用者の新たなニーズを把握する。

福祉用具の点検を行い、必要に応じてメンテナンスを行う。

福祉用具の誤った利用やご操作により事故やヒヤリハットに繋がる可能性が想定されるところは、再度注意を喚起する。

特定福祉用具販売を行う際の留意事項について 【販売】

特定福祉用具販売については、居宅介護支援事業者が直接給付管理を行うサービスではないため、居宅サービス計画に位置づけることなく、販売事業者と利用申込者との契約のみをもって福祉用具を販売することがあります。

販売事業者におかれましては、福祉用具に関する専門知識をもつ事業者として、販売の際には以下の点に特にご留意いただき、所属の従業者への周知をお願いします。

(1) 福祉用具サービス計画を作成すること

福祉用具貸与と同様、特定福祉用具販売についても、福祉用具サービス計画を作成しなければなりません。

計画作成に際し、特に以下の点に注意してください。

- ・福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体的に作成すること。
- ・既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。
- ・福祉用具サービス計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て計画書(利用計画)の交付を行うこと。
- ・諸記録とともに、完結後2年間保存すること。

(2) 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付について

特定福祉用具販売は、利用できる限度額も決まっていますので、福祉用具を何度も購入する機会のある利用者は多くありません。そのため、利用者が介護保険制度を正しく理解しているとは限りませんので、利用者に対し、重要事項説明書やパンフレット、取扱説明書等を用いて、提供する福祉用具の機能や使用方法、価格等を懇切丁寧に説明することはもちろんですが、利用者の生活像から利用者家族に対する説明が必要と判断される場合には、必ず家族にも重要事項説明書等の内容を説明し、同意を得て、交付するようにしてください。また、福祉用具サービス計画につきましても同様をお願いいたします。

なお、対象となる福祉用具、利用料の受領方法等については、特定福祉用具販売と福祉用具貸与とで異なります。利用者が福祉用具貸与のサービスも同時に受けている場合は特に、福祉用具貸与との違いについても詳しく説明してください。

(3) 福祉用具専門相談員の身分証を常に携帯すること

訪問系の介護保険サービスでは、運営基準で身分証を必ず携帯するよう規定されています。利用者が安心して福祉用具の提供を受けられるようにするための規定ですので、事業所で作成することはもちろん、訪問や接客の際には必ず携帯するよう周知してください。

〔指摘事項〕

・事業所の名称、職員氏名及び職能の記載はあるが、顔写真の貼付がない。よって、身分証に顔写真を貼付すること。

(4) 使用開始後の点検について

福祉用具貸与と同様、特定福祉用具販売についても福祉用具サービス計画の作成は必要ですが、特定福祉用具販売は継続的に保険給付が発生するものではないため、運営基準で福祉用具サービス計画の見直しやモニタリングについて特に規定されているわけではありません。

しかし、販売したら終わりではない、ということではなく、運営基準においても「指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の職能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。」また「指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。」とあることから、利用者の求めに応じてアフターサービスやメンテナンスを行う必要があることは福祉用具貸与と変わりありません。販売時に、そうした説明を利用者や利用者家族に必ず行ってください。

〔実践例〕

・事業所内で一定の時期を定めて、販売後に利用者宅を訪問し、特定福祉用具の点検を必ず行うようにしている。

(5) 同一種目の指定福祉用具の販売について

基本的に同一種目の特定福祉用具の購入はできませんが、用途及び機能が異なる、破損した、介護の程度が著しく高くなった等、再度の購入が可能な場合もあります。詳しくは介護保険課給付係へお問い合わせください。

(6) 他のサービスに繋げる必要性がないか検討すること

利用者の生活像によっては、例えば、シャワーチェアを販売・使用するにあたり、訪問介護の入浴介助の必要性について検討した結果、他の介護保険サービスと併用して福祉用具を利用することにより、より利用者の日常生活上の便宜が期待できる場合も考えられます。

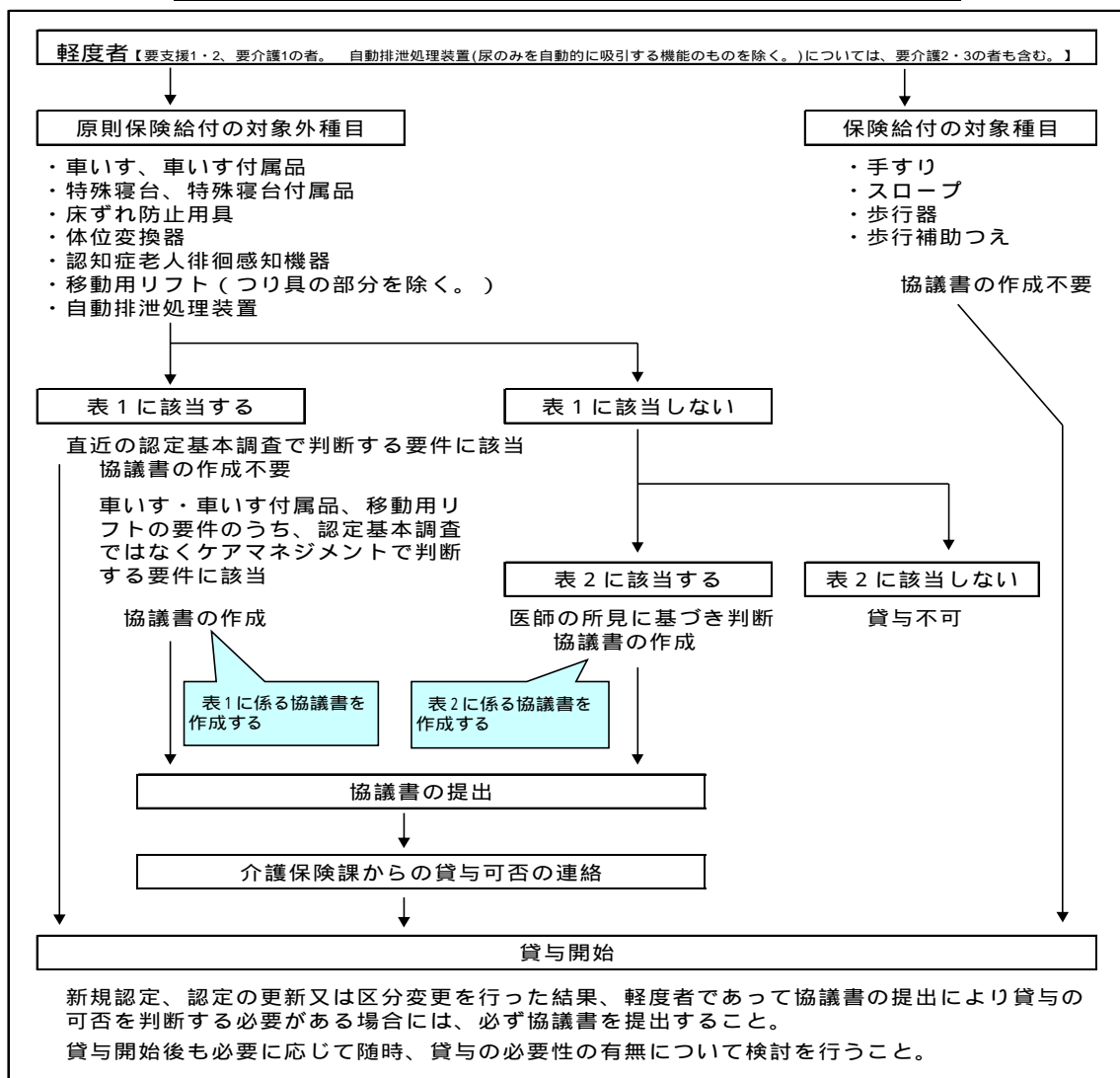
よって、利用者や家族からの「特定福祉用具を購入したい」というニーズに対し、福祉用具専門相談員は他に潜在的に困っていることはないかどうか、利用者の課題分析(アセスメント)を必ず実施し、必要に応じて居宅介護支援事業者に相談し、連携を図るようお願いいたします。

軽度者に対する福祉用具の例外給付について 【貸与】

軽度者【要支援1・2及び要介護1の者。ただし、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)については、要介護2・3の者も含む。】は、その状態像から見て使用が想定しにくい(介護予防)福祉用具貸与に係る福祉用具の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となっています。

下関市においては、軽度者に対して原則は保険給付の対象外種目となっている福祉用具を貸与する場合には、「軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン」を策定しており、これを基に取り扱いますので、当該ガイドラインの内容に留意し、十分ご理解の上ご対応いただきますようお願いいたします。

軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与の基本的な考え方



前頁 **原則保険給付の対象外種目** の算定について

【原則】 軽度者については、対象外種目の福祉用具貸与費は算定不可

【例外】 次のような場合には福祉用具貸与費の算定が可能となります。

認定基本調査の直近の結果により「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

「福祉用具貸与に係る協議書」の提出必要なし

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの結果、「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

車いす及び車いす付属品【日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者に該当する場合】
(段差の解消を目的とする) 移動用リフト【生活環境において段差の解消が必要と認められる者に該当する場合】

「福祉用具貸与表1」に係る協議書」の提出が必要

利用者の疾病等により次の状態にあり、～ までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより特に必要と判断される場合
状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合
状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる場合
身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる場合

「福祉用具貸与表2」に係る協議書」の提出が必要

「厚生労働大臣が定める者」については、次頁の表を参照

もしくは に該当する軽度者の場合は、**利用を開始する前に介護支援専門員が介護保険課事業者係に「福祉用具貸与に係る協議書」を提出し、承認を得られたものについて福祉用具貸与費の算定が可能**としています。

認定遅れ等により、軽度者に該当するかどうか不明であるが、利用者の身体状況を考慮し、対象外種目の暫定利用を開始する場合は、その時点で介護保険課事業者係への**事前連絡**が必要です。その後、認定結果が判明次第、介護保険課事業者係へ連絡の上、必要に応じ「福祉用具貸与に係る協議書」を提出してください。

【参考】

単位数表告示11-注4(予防も同じ)、留意事項通知 第2の9(2)

「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」 厚生労働省告示第94号(H27.3.13付)

「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書を入手した上で、どの要件(~)に該当するのか確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

もしくは に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を未提出のまま貸与を開始した場合には、給付費の返還になる可能性があります。

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者		(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「できない」	
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の ~ に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「できない」	
床ずれ防止用具及び体位変換器	次のいずれかに該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の ~ に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「できない」	
認知症老人徘徊感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の ~ に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1(意思の伝達) 「できない」以外 または 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか 「できない」 または 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか 「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。	
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の ~ に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト)
	(1) 日常的に立ちあがりが困難な者	基本調査1-8(立ちあがり) 「できない」	
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「一部介助」または 「全介助」	
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	次のいずれにも該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の ~ に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「全介助」	
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「全介助」	

主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について 【貸与】

第119回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め下関市に減額に係る運営規程等を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能となりました。その運用方法については、以下のとおりとなります。

(1) 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合のことです。複数の捉え方とは、例えば、

1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合

契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合

などであり、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなります。

(2) 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができます。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられます。

車いす付属品、 特殊寝台付属品、 床ずれ防止用具、 手すり、
スロープ、 歩行器

(3) 減額する際の利用料の設定方法

既に届け出ている福祉用具の利用料に加えて、新たに減額の対象とする場合の利用料を設定する際は、利用者の状態に応じて適切な福祉用具を選定できるよう、個々の福祉用具に以下の方法で利用料を設定してください。

既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）

減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）

（ 1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。）

特定の福祉用具を複数組み合わせたもの（いわゆるセット価格）を定めることは認められません。

(4) 減額の規定の整備

複数の福祉用具を貸与する場合、利用料に関する規定を定め、運営規程等に減額を行う旨を記載してください。

(例：同一の利用者に二つ以上の福祉用具を貸与する場合の利用料は、別添減額価格表のとおりとする。)

運営規程本文への個別具体的な金額の記載は不要としますが、「単品利用料」と「減額利用料」のいずれについても記載した減額価格表(カタログ)等を作成し、常に利用者等に対して説明可能な状態としておき、利用者間に不合理な価格差を生じさせないようにしてください。

「運営規程」の変更については、変更後10日以内に「指定事項等変更届」及び必要書類を併せて提出してください。

【提出書類】

- ・指定事項等変更届(様式第8号)
- ・運営規程
- ・減額価格表(カタログ)等

(5) 減額利用料の算定等

月の途中において、複数の福祉用具の貸与開始及び中止を行った場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)で示す「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとします。

「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)

Q 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

A 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び当該中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者による給付管理が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

(6) 利用者への説明

複数の福祉用具の貸与開始或いは中止する場合において変更契約等を行う際には、改めて重要事項説明書や福祉用具サービス計画等にその旨を記載し、これらを用いて利用者又はその家族に対し利用料等の変更内容を説明し、同意を得るとともに、重要事項説明書等を交付してください。

(7) 居宅介護支援事業所等への連絡

複数の福祉用具の貸与開始或いは中止する際の運用を含め、利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、必要とする情報を共有してください。

(8) その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願います。

【参考】

「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について」老振発第0327第3号(H27.3.27付)
「下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
(平成24年12月25日下関市条例第70号)

複合的機能を有する福祉用具について

【貸与・販売】

平成27年4月より、複合的機能を有する福祉用具について、介護報酬解釈に一部変更がありました。

「認知症老人徘徊感知機器」

認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内にある地点を通過した時に、センサーより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

「複合的機能を有する福祉用具について」を参照

「複合的機能を有する福祉用具について」

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するものうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

【変更前】

ナースコール機能や送受信機での通話機能など、それ以外の機能(貸与種目に該当しない機能)が含まれる「ナースコール連動型徘徊探知機」については、法に基づく保険給付の対象外。

【変更後】

認知症老人徘徊感知機器に該当する部分(例「床センサー」「コンソール」「メロディチャイム」と通信機器に相当する部分(例 ナースコールと中継するための「中継ボックス」「ナースコール」「センサー」)が区分できる場合には、認知症老人徘徊感知機器に該当する部分に限り保険給付対象。

介護保険給付の対象外となる福祉用具の種目について【貸与・販売】

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。福祉用具の開発や改良により対象種目かどうか判断が難しい福祉用具もあります。

【製品に疑義がある場合の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接介護保険課事業者係にご連絡又はご来庁いただくか、市のホームページに「介護保険制度に係る質問票」の様式を掲載しておりますので、こちらの様式でお問い合わせください。なお、いずれの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします(現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します)。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接介護保険課給付係にご相談ください。

【参考】

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」厚生省告示第93号(H11.3.31付)

福祉用具貸与に関する質問事項について

【貸与・販売】

Q1 同一種目の福祉用具貸与について、複数貸与は可能ですか。

居宅介護支援事業者及び福祉用具貸与事業者のアセスメントにより、使用頻度、使用用途、状況に適した型式等を考慮した結果、同一種目の福祉用具を複数貸与することが必要と判断された場合には貸与可能です。

ただしこの場合、同一種目の福祉用具を複数要する理由については特に記録に残しておくようにし、モニタリングを適宜実施して適切な介護保険給付となるよう、福祉用具専門相談員として専門的な立場から助言等をしてください。

Q2 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としています。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行います。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えありません。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程や重要事項説明書に記載する必要があります。

なお、介護給付費明細書の記載方法については、福祉用具貸与を現に行った日数を記載します。

(参照 15.6.30 介護保険最新情報 vol.153 介護報酬に係る Q&A(vol.2))

Q3 福祉用具サービス計画の交付について

福祉用具サービス計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合、福祉用具サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて変更してください。先に交付しても構いませんが、居宅サービス計画との違いが判明した際は、変更した福祉用具サービス計画を改めて交付してください。

(参照 11.9.17 老企第25号第3の11の㊦3)「福祉用具貸与計画の作成」)

Q4 短期入所生活介護を1ヶ月間利用している場合の福祉用具貸与について

福祉用具貸与は、居宅要介護者(居宅(軽費老人ホーム等の居室を含む)において介護を受けるもの)を対象としています。

一方、「短期入所生活介護」については、介護保険法第8条第9項に「居宅要介護者について、～老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。」とあり、居宅要介護者に対しての「居宅を離れて提供されるサービスである」と解されます。

よって、短期入所生活介護を1ヶ月間継続して利用している利用者については、この期間居宅に所在していないため、福祉用具貸与費は算定不可と取り扱います。

なお、1ヶ月間のうち1日でも居宅へ帰宅し、その居宅において福祉用具を利用する場合にはこの限りではありません。

Q5 車いす付属品、特殊寝台付属品の取り扱いについて

付属品については、本体と一体的に使用するものに限られています。

よって、以下のような使用例は不適切な事例として保険給付費返還の対象となりますのでご注意ください。

【不適切な事例】

- ・車いす用クッションを普通の椅子や座いすの上に置いて利用する。
- ・オーバーヘッドテーブルを物置(テレビ台)として使用する。
- ・サイドレールを特殊寝台ではなく普通の平ベッドに使用する。

なお、本体(車いす、特殊寝台)については、利用者が既に所有しているものであっても差し支えありませんが、付属品のみを貸与を行う際、その付属品と一体的に使用する本体の機種・型式等を福祉用具サービス計画書(基本情報)「利用している福祉用具」欄に記載してください。

実地指導における指摘事項について

【貸与・販売】

平成27年度に実施した福祉用具貸与、特定福祉用具販売事業所への実地指導における指摘事項(文書指導)のうち、主なものを下表に示しましたので、業務の参考とされてください。

【福祉用具貸与】

項目	実地指導時の状況	指導内容
内容及び手続の 説明及び同意	重要事項説明書の内容に不十分な箇所がある。 休業日について、現況の休業日の記載がない。 従業員の職務内容についての記載がない。 取り扱う種目についての記載がない。 「指定福祉用具貸与の提供方法」についての記載がない。 利用料等について、一定以上所得者の負担割合の記載がない。また、交通費及び搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用についての記載がない。 秘密保持についての記載がない。	利用者に対する説明責任として、以下の内容を訂正すること。 ・営業日について、年末年始の具体的な日付の記載がないため、運営規程との整合を図り、「但し年末年始(12月31日～1月2日)を除く」と訂正すること。 ・「営業しない日」について、8月13日～15日 12月30日～1月4日とあるが、運営規程と異なるため聴取した結果、現況は暦により毎年変動することになるので、「盆休及び年末年始」と訂正し、毎年、休業日が決まり次第、速やかに利用者に説明すること。 従業員の仕事内容についての記載がないため、運営規程と整合を図った内容で追記すること。 取り扱う種目についての記載がないため、運営規程との整合を図った内容で追記すること。 「指定福祉用具貸与の提供方法」について記載がないため、運営規程との整合を図り、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等について記載すること。 一定以上所得者の負担割合の記載がないため、追記すること。また、交通費及び搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用についての記載がないため、運営規程との整合を図り追記すること。 秘密保持について追記すること。
身分を証する書類の携行	従業員の身分証又は名札等を作成しているが、顔写真の貼付がなかった。	従業員の顔写真を貼付した身分証を作成し、従業員に常に携帯させ、利用者または家族から求められたときには提示すること。
指定福祉用具貸与の具体的な取扱方針	指定福祉用具の提供に当たっては、取扱説明書を示して福祉用具の機能、使用方法等を説明しているが、利用者に取扱説明書を交付せず、事業者が保管している。	利用者に取扱説明書等を示して福祉用具の機能、使用方法等を説明するとともに、利用者に取扱説明書を交付すること。
(介護予防)福祉用具貸与計画の作成	認定期間終了月の後半に(介護予防)福祉用具貸与の利用を開始している利用者に対して、認定期間の終了日までに、(介護予防)福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行っていない事例が見受けられた。 入院のため福祉用具貸与を一時中止した利用者が、退院後に貸与を再開した場合について、(介護予防)福祉用具貸与計画期間が終了しているにもかかわらず、新たに(介護予防)福祉用具貸与計画を作成せず、(介護予防)福祉用具貸与を行っていた事例が見受けられた。	聴取の結果、(介護予防)福祉用具貸与の利用開始が開始月後半であり、利用日数が少なかったため、翌月に当該(介護予防)福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う予定であったとのことだが、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)については、(介護予防)福祉用具貸与計画の計画期間に当たる認定期間内に、少なくとも1回モニタリングを行うこと。 聴取の結果、入院前と身体状況に変化がなく、利用再開に際して、従前の認定期間に係る(介護予防)福祉用具貸与計画に位置付けられている福祉用具品目から変更がないため、新たな認定期間に係る(介護予防)福祉用具貸与計画を作成しなかったとのことであるが、従前の(介護予防)福祉用具貸与計画については、計画期間に当たる認定期間が終了し、その効力を失っているため、新たな認定期間に係る(介護予防)福祉用具貸与計画を作成すること。

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

項目	実地指導時の状況	指導内容
(介護予防)福祉用具貸与計画の作成	従前から貸与していた福祉用具で中止する品目がある場合には、居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)福祉用具貸与計画を新たに作成し、利用者又はその家族への説明、利用者の同意・署名、利用者への交付を行い、書面として保存しているが、中止した内容を記載した居宅(介護予防)サービス計画の控え及び(介護予防)福祉用具貸与計画作成のデータのみで、利用者又は家族への説明、利用者の同意・署名、利用者への交付の記録が書面として確認できない事例が見受けられた。	利用者に対する説明責任として、貸与する福祉用具を追加又は中止する場合など、(介護予防)福祉用具貸与のサービス内容に変更があった場合は、居宅(介護予防)サービス計画に沿った内容で(介護予防)福祉用具貸与計画を変更し、利用者又はその家族に説明、利用者の同意を得て、利用者(介護予防)福祉用具貸与計画書を交付すること。また2年間は当該記録を保存しておくこと。
	更新認定結果後に居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)福祉用具貸与計画を作成したが、当該計画の実施状況の内容を記載するモニタリングシートの要介護度及び認定期間について、更新前の内容が記載されている事例が見受けられた。	記録については、正しい内容を記載すること。
	要介護認定結果の遅れにより、要介護度が判明する前にサービス提供を行う場合、暫定の(介護予防)福祉用具貸与計画は作成していたが、要介護度の確定後の居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)福祉用具貸与計画が作成されておらず、暫定の(介護予防)福祉用具貸与計画のままサービス提供を行っていた事例が見受けられた。	要介護認定結果の遅れにより、要介護度が不明な場合は、暫定の(介護予防)福祉用具貸与計画を作成してサービス提供を行うこととなるが、要介護度の確定により居宅(介護予防)サービス計画が作成された場合は、暫定で作成された(介護予防)福祉用具貸与計画の見直しを行い、必要に応じ当該計画の再作成を行うこと。計画内容に変更がなければ、要介護度及び認定期間を追記し、追記した日付も記入の上で暫定の計画を本計画に移行させること。
	要介護等状態区分の変更申請中の利用者について、当該申請の結果が出るまでの間、(介護予防)福祉用具貸与計画がない状態でサービスを提供していた事例がある。	聴取の結果、居宅介護支援事業所等より暫定的な居宅サービス計画等の交付がない場合については、暫定的な福祉用具貸与計画を作成していないとのことであるが、福祉用具貸与は、(介護予防)福祉用具貸与計画に基づいてサービスを提供するものであることから、サービス提供開始日までに福祉用具貸与計画を作成すること。 なお、福祉用具貸与計画作成後に居宅介護支援事業所等より居宅サービス計画が交付された場合は、作成した福祉用具貸与計画が当該居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。
運営規程	運営規程の内容に不十分な箇所がある。 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法について、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等の記載がない。 計画書の交付について、利用者の同意を得て交付する旨の記載がない。 利用料その他の費用の額について、一定以上所得者の負担割合の記載がない。 交通費について、「実費」と記載し、具体的な金額の記載がない。 「営業日」について、記載日と現況が異なっていた。	福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を記載すること。 計画書の交付について、利用者又はその家族に対し、計画書の内容について説明し、利用者の同意を得て当該計画を交付する旨を追記すること。 利用料その他の費用の額について、一定以上所得者の負担割合の記載がないため、追記すること。 交通費について、重要事項説明書との整合を図り、「5キまで300円 以降5キ口を超えるごとに300円ずつ加算」等具体的な金額を記載すること。 「営業日」について、夏季休暇(8月13日~15日)及び冬季休暇(12月31日~1月5日)とあるが、聴取の結果、現況は暦により毎年変動することなので、「盆休及び年末年始」と訂正し、毎年休業日が決まり次第、速やかに利用者へ説明すること。
勤務体制の確保等	勤務表について、福祉用具専門相談員を兼務している管理者において、兼務について記載がない。	人員管理の適正化及び勤務状況の明確化の観点から、福祉用具専門相談員との兼務について記載すること。

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

項目	実地指導時の状況	指導内容
掲示及び目録の備え付け	重要事項説明書を掲示しているが、掲示されている内容に不十分な箇所がある。	運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 利用者に対する説明責任として、重要事項説明書を掲示するのであれば、最新の内容をすべて含めるよう、前述の指摘事項を訂正したものを掲示すること。
秘密保持等	法人代表者兼管理者兼専門相談員について、秘密保持に関する誓約書を徴取していない。	全従業者から秘密保持に関する誓約書を徴取すること。
会計の区分	介護保険事業及びその他の事業、福祉用具貸与及びその他の介護保険サービス、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の会計が区分されていない。	介護保険事業とその他の事業、福祉用具貸与とその他の介護保険サービス、福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与を区分すること。ただし、介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合の会計の区分については、収入額がそれぞれで把握できれば、同一の会計として処理して差し支えない。

【特定福祉用具販売】

項目	実地指導時の状況	指導内容
内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の内容に不十分な箇所がある。 休業日について、現況の休業日の記載がない。 従業者の職務内容についての記載がない。 「特定福祉用具販売の提供方法」についての記載がない。 取り扱う種目についての記載がない。 秘密保持についての記載がない。	利用者に対する説明責任として、以下の内容を訂正すること。 ・営業日について、年末年始の具体的な日付の記載がないため、運営規程との整合を図り、「但し年末年始(12月31日～1月2日)を除く」と訂正すること。 ・「営業しない日」について、8月13日～15日 12月30日～1月4日とあるが、運営規程と異なるため聴取した結果、現況は暦により毎年変動することになるので、「盆休及び年末年始」と訂正し、毎年、休業日が決まり次第、速やかに利用者に説明すること。 従業者の職務内容についての記載がないため、運営規程と整合を図った内容で追記すること。 「特定福祉用具販売の提供方法」について記載がないため、運営規程との整合を図り、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等について記載すること。 取り扱う種目についての記載がないため、運営規程との整合を図った内容で追記すること。 秘密保持について追記すること。
身分を証する書類の携行	従業者の身分証又は名札等を作成しているが、顔写真の貼付がなかった。	従業者の顔写真を貼付した身分証を作成し、従業者に常に携帯させ、利用者または家族から求められたときには提示すること。
運営規程	運営規程の内容に不十分な箇所がある。 特定福祉用具販売の提供方法について、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等の記載がない。 計画書の交付について、利用者の同意を得て交付する旨の記載がない。 「営業日」について、記載日と現況が異なっていた。	福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を記載すること。 計画書の交付について、利用者又はその家族に対し、計画書の内容について説明し、利用者の同意を得て当該計画を交付する旨を追記すること。 「営業日」について、夏季休暇(8月13日～15日)及び冬季休暇(12月31日～1月5日)とあるが、聴取の結果、現況は暦により毎年変動することになるので、「盆休及び年末年始」と訂正し、毎年休業日が決まり次第、速やかに利用者に説明すること。

平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》7
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

項目	実地指導時の状況	指導内容
勤務体制の確保等	勤務表について、福祉用具専門相談員を兼務している管理者において、兼務について記載がない。	人員管理の適正化及び勤務状況の明確化の観点から、福祉用具専門相談員との兼務について記載すること。
掲示及び目録の備え付け	重要事項説明書を掲示しているが、掲示されている内容に不十分な箇所がある。	運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 利用者に対する説明責任として、重要事項説明書を掲示するのであれば、最新の内容をすべて含めるよう、前述の指摘事項を訂正したものを掲示すること。
秘密保持等	法人代表者兼管理者兼専門相談員について、秘密保持に関する誓約書を徴取していない。	全従業者から秘密保持に関する誓約書を徴取すること。
会計の区分	介護保険事業及びその他の事業、特定（介護予防）福祉用具販売及びその他の介護保険サービス、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の会計が区分されていない。	介護保険事業とその他の事業、特定（介護予防）福祉用具販売とその他の介護保険サービス、特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売を区分すること。ただし、介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合については、収入額がそれぞれ把握できれば同一の会計として処理して差し支えない。